

## 高額療養費の自己負担限度額が変更されます！

### 【高額療養費】

1ヶ月の医療費に自己負担限度額を定め、その額を超えたとき「高額療養費」として健康保険組合から払い戻しされます。

また、直近12ヶ月に同じ世帯で3回以上の高額療養費を受けた場合は4回目から多数該当の限度額が適用されます。

平成27年1月診療分より、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、70歳未満の被保険者の所得区分を3区分から5区分に細分化されます。

### ●平成26年12月診療分まで

所得区分		自己負担限度額	多数該当
A	上位所得者 標準報酬月額53万円以上	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
B	一般所得者 区分A・C以外の方	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
C	低所得者（住民税非課税者） ※ただし区分Aは除く	35,400円	24,600円

### ●平成27年1月診療分から

所得区分		自己負担限度額	多数該当
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者（住民税非課税者） ※ただし区分ア・イは除く	35,400円	24,600円

### ■高額療養費の申請方法■

高額療養費に該当されている場合は、健康保険組合から被保険者宛に「高額療養費該当通知」と「高額療養費支給申請書」をお届けいたします。通知が届きましたら申請書に必要事項をご記入のうえ健康保険組合まで提出してください。

### 医療費が高額になりそうなときは、「限度額の適用認定証」をご申請ください！！

医療費が高額になった場合は、あとから「高額療養費」が支払われますがご案内できるのは診療月から約3カ月遅れになります。医療費が高額になることが予想される場合は、事前に「限度額適用認定証」をご申請ください。「限度額適用認定証」の交付を受けると「保険証」と一緒に医療機関の窓口提出するだけで医療費を自己負担額限度額までに抑えることができます。

詳しい手続きは、ホームページの【限度額適用認定証を申請する】をご確認ください。

<http://www.kumon-kenpo.or.jp/kyufu/gendogaku.html>